

雇用対策法施行規則の一部を 改正する省令案要綱



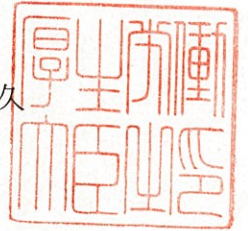
厚生労働省発職0325第2号

平成28年3月25日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める場合の配慮事項の創設

厚生労働大臣は、都道府県労働局長による都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針の策定に関する指針を定める場合には、安定した雇用機会が不足している地域において安定した雇用機会が確保されるよう配慮するものとする。

第二 附則

この省令は、公布の日から施行すること。